

# 農地パトロール実施計画

## 1 趣旨

農地法の規定に基づき、農業委員会が主体となり優良農地を確保していくため、農地パトロールを実施する。

農地パトロール先は、農地法違反地を中心とし、是正状況の確認や是正指導を行うこととする。

また、農地への産業廃棄物の不法投棄、農地の無断転用の発見、防止を行っていく。

## 2 実施内容

### ① 農地パトロール

実施時期は、原則として、4月中旬・7月中旬・10月上旬・1月下旬の年4回とする。

人員は、原則として農業委員3名、事務局職員2名、農水課職員、開発審査課職員、都市調整課職員、その他必要に応じ関連機関職員（神奈川県農政課、警察など）とする。

### ② 違反転用等に対する処理

是正指導に従わない場合、農地法関係事務処理要領に基づき対応する。

産業廃棄物等の違反の疑いがある場合は、市環境部へ報告する。

農業振興地域の整備に関する法律に違反する場合は、鎌倉市長が農地法違反是正と連携した対応を行う。

### ③ 神奈川県との連携

神奈川県農政課、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター農地課と連絡を密にし、是正指導に努める。

(平成22年9月制定)

(平成23年3月28日一部改正)

(平成25年4月10日一部改正)

(令和4年9月5日一部改正)